

鳥取県告示第460号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、出納員をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成22年7月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委任させた事務

県営住宅の賃貸借契約の解除等又は県営住宅駐車場の使用許可の取消しに伴い生じた損害賠償金の収納事務

2 委任を受けた分任出納員

鳥取県西部総合事務所生活環境局建築住宅課

主幹 山本 孝之

主事 見山 公一

主事 合屋 修一

家賃納付指導員 北嶋 喜満

家賃納付指導員 宮本 智子

3 委任期間

平成22年7月2日から平成23年3月31日まで